

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第三百六十五号

林業経営指導員設置要綱に基く鳥取縣林業経営指導員資格認定要綱を次のように定める。

昭和二十五年七月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣林業経営指導員資格認定要綱

(林業経営指導員)

第一條 林業経営指導員をA級(以下A数指導員という)及びB級、C級(以下B級、C級指導員という。)に区分する。

(審査実施機関)

第二條 A級指導員の資格審査は国が行い、B級、C級指導員の資格審査は知事が行う。

昭和二十五年七月二十一日
外 金 曜 日

本書ノ大キサハ願定規格A五判

(審査出願事項の発表)

第三條 知事は、資格審査に関する方法、実施期日、場所及び審査出願書の受付期間、その他審査に関し必要な事項をA級指導員関係については、林野庁長官の通知により、B級、C級指導員関係については、審査実施期日一箇月以前に公示する。

(審査事項)

第四條 資格審査は林業一般に関する学科、口頭試問及び経歴について行う。

(審査の方法)

第五條 国が行う資格審査の方法は、左の各号による。

(審査の地区)

一、全国を北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州の地区に分けて行う。

(中央委員会の設置)

二、林野庁長官は、前号の審査を行うためA紙指導員資格審査委員会(以下中央委員会という。)を設置する。

(中央委員会の構成)

- (イ) 中央委員会の構成は、左の通りとする。
- 一 地方代表林務主任官 九名
- 二 学識経験者 一名
- 三 林野庁職員 一名

(中央委員の任命又は委嘱)

(ロ) 中央委員は林野庁長官が所属長の承認を得てこれを任命又は委嘱する。

(中央委員会の職務)

(ハ) 中央委員会の職務は、左の通りとする。

一 中央委員会は、林野庁長官の諮問に応じて左に掲げる事項を処理する。

- (a) 審査員の委嘱
- (b) 合格者の内定

その他審査に関し林野庁長官、必要と認め

る事項

(ニ) 中央委員会は、(イ)のハに定める職務の外受審資格の審査、資格審査の実施、その他審査の実施に関し林野庁長官より委嘱された事項を処理する。

(中央委員会の運営)

(二) 中央委員会の運営は、委員の合議による。2、知事が行う資格審査は、左の方法による。

(鳥取縣委員会の設置)

知事はB級、C級指導員の資格審査を行うため鳥取縣林業経営指導員資格審査委員会(以下鳥取縣委員会とす。)を設置する。

(鳥取縣委員会の構成)

一、鳥取縣委員会は、知事の任命又は委嘱する左の委員をもつて構成する。

- (イ) 縣農林部長 一名
- (ロ) 縣人事課長 一名
- (ハ) 縣林務課長 一名

(一) 業関係教育者 一名

(ニ) 管林局署員 一名

(ハ) 学識経験者 一名

(鳥取縣委員会の職務)

二、鳥取縣委員会の職務は、左の通りとする。

- (イ) 受審資格の審査
- (ロ) 審査員の知事への推薦
- (ハ) 資格審査の実施
- (ニ) 合格者の知事への答申
- (ホ) その他審査に関し必要な事項

(鳥取縣委員会の運営)

三、鳥取縣委員会の運営は、委員の合議による。

(合格者の発表と合格証明書の附与)

第六條 知事は、B級、C級指導員の審査施行後一箇月以内に合格者氏名を公示するとともに、合格者に対し、合格証明書を附与する。

(審査の停止と合格の無効)

第七條 知事は、資格審査に関し、不正行為があつた場

合又は提出書類に虚偽の記載があつた場合は、受審を停止し又はその合格を無効とすることができる。

(資格の範囲)

第八條 B級、C級指導員の資格は、各都道府縣間に共通とする。

(採用者の報告)

第九條 知事は第六條の合格者の中より林業経営指導員を採用したときは、その氏名を林野庁長官に報告する。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

◇鳥取縣告示第三百六十六号

鳥取縣林業経営指導員資格認定要綱に基く昭和二十五年鳥取縣林業経営指導員資格認定細則を次のように定める。

昭和二十五年七月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十五年鳥取縣林業経営指導員資格認定細則

(国が行う資格審査)

第一條 国が行うA級林業経営指導員の資格審査

一、期日 昭和二十五年八月十五日及び十六日

二、場所 松江市

三、審査項目

(一) 筆記審査 経営に関する事項を重点

(二) 口頭試問 林業一般、社会常識

(三) 経歴審査 学歴、経験

四、提出書類、願書受付期間及び提出先

(イ) 審査出願書別記様式(一)のもの二通

添付すべき書類

(一) 出願資格を証明する資料

(a) 最終学校卒業証明書又は試験検定合格証明書

(b) 勤務先の勤務証明書又はこれに代るべき資料(不審の場合は、再度提出を求めることがある。)但し現に公務員又は地方公務員である者は不要

(二) 受審票(寫眞添付のもの)

(ロ) 願書受付期間 昭和二十五年七月二十日から八月五日まで

(イ) 提出先 鳥取縣農林部林務課經由林野庁

五、受審票の交付 受審資格者に対しB票を交付する

六、合格者の発表 昭和二十五年八月二十五日

七、審査料 徴收しない

八、審査出願資格

(イ) 林業に関する大学卒業業者 卒業後林業の実務に二箇年以上従事した者

(ロ) 林業に関する専門学校卒業業者 卒業後林業の実務に五箇年以上従事した者

(ハ) 甲種農林学校卒業業者 卒業後林業の実務に九箇年以上従事した者

(知事が行う資格審査)

第二條 知事が行うB級、C級林業経営指導員の資格審査の方法は、左の各号による。

「註」B級とC級の審査はその程度及び時間を区別しで行う。

一期日 昭和二十五年八月二十日

二場所 鳥取市

三 審査項目

(一) 筆記審査 経営に関する事項を重点

(二) 口頭試問 林業一般、社会常識

(三) 経歴審査 学歴、経験

四 提出書類、願書受付期間及び提出先

(一) 審査出願書 別記様式(一) 二通

添付すべき書類

(一) 出願資格を証明する資料

(a) 最終学校卒業証明書又は試験検定合格証明書

明書

(b) 勤務先の勤務証明書又はこれに代るべき資料(不審の場合は、再度提出を求めることがある。)但し現に公務員又は地方公務員である者は不要

(二) 受審票(寫眞貼付)

(三) 願書受付期間 昭和二十五年七月二十五日から八月十八日まで

(ハ) 提出先 鳥取縣農林部林務課

五 受審票の交付 受審資格者に対し(B)票を交付する

六 審査料 徴收しない

七 審査出願資格

区分	B級		C級	
	卒業後林業の実務に就いた年数	卒業後林業の実務に就いた年数	卒業後林業の実務に就いた年数	卒業後林業の実務に就いた年数
林業に関する大学卒業業者	一	一	一	一
林業に関する専門学校卒業業者	三	一	一	一
甲種農林学校卒業業者	六	二	三	一
その他の者	右と同等以上の技能を有すると知事が認めたる者		同上	

八 審査の執行 委員会の委嘱する審査員が行う

九 合格者の答申 委員会が審査員の意見を徴し合格者を選定して知事に答申する

十 合格者の発表 昭和二十五年九月五日

附則

この細則は、公布の日から施行する。

裏面

至自	年	月	勤務先と所在地	職名と職級名	俸給	職務内容

(以下略)

(記入欄は十二行とす)

13 これまでの質問以外に任用に参考になることがあれば書いて下さい。

(注意) この記載事項に不正があると林野経営指導員として任用される資格を失うことがあります。上に記載した事項が真実で、かつ正確であることを私はここに確言致します。なお私は日本国憲法またはその下に成立した政府、地方公共団体を暴力で破壊することも主張せず、またこういう主張をもつ政党や団体に属しないことを誓います。

昭和 年 月 日 氏名 印

別記様式I-1表面

() 級林業経営指導員 審査出願書 林野庁

審査公告をよく読んで次のすべての質問に明瞭かつ完全に答えて下さい。 答はすべてインクで書き□印のある項目は該当する□の中に√印をつけて下さい。※印の所は記入しないで下さい。 同じものを二部作成して提出して下さい。		※ 都道府縣經由係員印 年 月 日			
1 經由都道府縣	2 就職希望都道府縣 第一希望 第二希望	※ 受付 月 日 ※ 発送 月 日			
3 氏名(フリガナ) 4 生年月日年令 年 月 日生年令満 才		※ 1			
5 本籍地		※ 2			
6 現住所(フリガナ)		※ 3			
7 通知を受けるのに現住所より便利な連絡先があれば書いて下さい(フリガナ)		※ 4			
8 配偶者 <input type="checkbox"/> ある。 <input type="checkbox"/> ない。	9 扶養家族 <input type="checkbox"/> ある。 <input type="checkbox"/> ない。	10 身体上に欠陥があるか <input type="checkbox"/> ある。 <input type="checkbox"/> ない。			
11 学歴 今迄受けた一切の教育について書いて下さい。					
修業年限 (○でかこむ)	修学期間	中等学校迄の人はその最終学校名と所在地を書いて下さい。			
a 小学校 1 2 3 4 5 6	年 月 ~ 年 月	学校名			
b 高等小学校 1 2	年 月 ~ 年 月	所在地			
c 中等学校 1 2 3 4 5	年 月 ~ 年 月				
d 高専 大学名 学部科名 所在地	修学期間	卒業中退			
	年 月 ~ 年 月				
	年 月 ~ 年 月				
	年 月 ~ 年 月				
e その他の教育、訓練、研修及び試験検定について書いて下さい。					
12 職歴、過去の職業上の経験について現在から過去にさかのぼって書いて下さい。					
至自	年 月	勤務先と所在地	職名と職級名	俸給	職務内容
年 月					

本籍地

氏名

No. ※

鳥取縣公報

昭和二十五年七月二十一日
外 金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

選舉告示

◇選舉告示第四号

昭和二十五年八月十五日執行の鳥取縣西部海区漁業調整委員会委員選挙につき次のとおり立候補の届出があつた。

昭和二十五年七月二十一日

鳥取縣西部海区漁業調整委員会委員選挙選挙長 竹 本 金之助

届出月日	委員候補者氏名 (法人の名称)	通称	党派	職業	性別	生年月日	住所(事業所の所在地)
七月二十一日	足立龍吉	なし	無所属	漁業	男	明治三十三年九月五日	鳥取縣西伯郡境町本町三四
七月二十一日	會田鷹男	なし	無所属	漁業	男	明治三十三年八月一日	米子市塩町三七

鳥取縣公報

昭和二十五年七月二十一日
外 金 曜 日

本書ノ大キサハ國宅規格八五判

選舉告示

◇選舉告示第三号

昭和二十五年八月十五日執行の鳥取縣中部海区漁業調整委員會委員選舉につき次のとおり立候補の推薦届出があつた。

昭和二十五年七月二十一日

鳥取縣中部海区漁業調整委員會委員選舉選挙長 塚 本 邦 夫

届出月日	氏名	通称	党派	職業	性別	生年月日	住 所	氏名	生年月日	住 所
七月二十一日	(法人の名称) 三橋 恒治	なし	無所属	農業	男	明治四十年十月二十日	鳥取縣氣高郡末恒村大字内海五七六	(法人の名称) 井上 淺太郎	明治三十一年五月二十四日	鳥取縣氣高郡末恒村大字伏野一、七三〇
	委員							推薦		
	員							届出		
	候補							者		